

ゆめ科学ネット 会則

第1章 総則

(名称)

- 第1条 この団体は、「ゆめ科学ネット」という。
2 団体の略称を、YKNET とする。

(事務所)

- 第2条 この団体は、主たる事務所を北海道札幌市西区山の手2条5丁目5-28 ゆめ科学ネット内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

- 第3条 この団体は、青少年、一般市民に対して、科学コミュニケーションに関する事業を行い、科学・技術の「おもしろさ」、「楽しさ」、「不思議さ」を伝え、その発展である地域産業の魅力を伝え、北海道の活性化に寄与することを目的とする。

(非営利活動の種類)

- 第4条 この団体は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の非営利活動を行う。

- (1) 科学技術の振興を図る活動
- (2) 子どもの健全育成を図る活動
- (3) 学術文化芸術又はスポーツ振興を図る活動
- (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

- 第5条 この団体は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 非営利活動に係る事業
 - ① 青少年のための科学の祭典の実施
 - ② 各地区の科学教室の実施
 - ③ ②の活動の啓発支援事業
 - ③ 青少年のための科学の祭典および科学教室実施に必要な地域ネットワーク事業
- (2) 科学教室実施に関する教育研修・出版・教材作成事業

- 2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、収益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

- 第6条 この団体に次の役員を置く。
(1) 実行委員 4人以上、10人以下
(2) 監事 1人以上、3人以下
2 実行委員は、各地域の科学の祭典等の運営経験者、開催会場の機関・団体、共催機関・団体、協賛企業・団体、市民・地域団体等より選出されるものとする。
3 実行委員のうち、互選により、若干名を実行委員長及び副実行委員長とする。

- 第7条 この団体に、アドバイザーとして会長、副会長、運営委員を若干名置くことができる。

- 2 会長、副会長、運営委員は実行委員長が委嘱する。
- 3 会長、副会長、運営委員は実行委員長の諮問に応じ、助言を行う。
- 4 会長、副会長、運営委員はこの団体の会議に出席し、意見を述べることができる。

(職務)

- 第8条 実行委員長は、この団体を代表し、その業務を統括する。

- 2 副実行委員長は、実行委員長を補佐し、実行委員長に事故あるとき又は実行委員長が欠けたときは、実行委員長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 実行委員は、実行委員会を構成し、この会則の定め及び実行委員会の議決に基づき、この団体の業務を執行する。

- 4 監事は、実行委員会の会計を監査する。

(任期等)

- 第9条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 機関又は団体から選出された役員は、就任時の機関又は団体の役職を離れた場合、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

(報酬等)

- 第10条 役員は、無報酬とする。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

(職員)

第 11 条 この団体に、事務局長その他の職員を置く。
2 職員は、実行委員長が任免する。

第 5 章 会議

(会議)

第 12 条 実行委員会は実行委員長がこれを招集する。
2 実行委員会は実行委員長が指名したものが議長となり、次の各号に掲げる事項を審議決定する。
(1) 会則の制定及び改廃に関すること。
(2) 事業の基本的な計画策定に関すること。
(3) 事業の企画及び運営、実施の基本的な事項に関すること。
(4) 予算及び決算に関すること。
(5) その他事業の重要な事項に関すること。
3 実行委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することができない。
4 実行委員会の議事は、出席委員の過半数の同意をもって可決し、可否同数の場合は委員長がこれを決する。

(会議方法)

第 13 条 電子メールまたはインターネット通信による会議（以下 web 会議と称する）で実行委員会を開く事ができる。
2 web 会議を行う場合は、委員長が以下の事項を明記した電子メールを実行委員全員が参加するメーリングリスト（以下、実行委員会メーリングリストという）に送信することにより、招集をおこなう。
(1) 電子メールによって実行委員会を開催する旨
(2) 委員会の意見交換期間及び議決期間
(3) 委員会の協議事項
3 前項に定めるほか、委員会に報告すべき事項及び実行委員相互の意見交換は、実行委員会メーリングリストを用いていつでも行うことができる。
4 web 会議を行う場合は、実行委員会メーリングリストへ、第 13 条第 2 項に定める招集メールを送信することにより、会議に出席したものと見なす。
5 web 会議を行う場合は、招集メールにおいて定めた議決期間中に、協議事項ごとに賛成または反対の意思を明示した電子メールを実行委員会メーリングリストに送信して議決を行う。議決は、賛成の電子メールが出席委員の過半数に達したとき、または反対の電子メールが議決期間内に出席委員の半数に達しなかったときに、成立する。

(専決処分)

第 14 条 実行委員長は、実行委員会を招集するいとまがないときは、その議決すべき事項を専決処分することができる。
2 実行委員長は、前項の規定により専決処分したときは、これを実行委員会に報告しなければならない。

(ワーキンググループ)

第 15 条 第 5 条の事業の円滑な推進を図るため、実行委員会にワーキンググループ (WG) を置くことができる。
2 ワーキンググループに属すべき者は、実行委員長が委嘱する。
3 ワーキンググループは、専門的な事項を検討する。

第 6 章 経費及び会計

(経費)

第 16 条 この団体の経費は、出展料、負担金、協賛金、広告料、補助金、寄付金、その他の収入をもって構成する。

(事業計画及び予算)

第 17 条 この団体の事業計画及びこれに伴う収支予算は、実行委員長が作成し、実行委員会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 18 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、実行委員長は、実行委員会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。
2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第 19 条 この団体の事業報告書、収支計算書、等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに実行委員長が作成し、監事の監査を受け、実行委員会の議決を経なければならない。
2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 20 条 この団体の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 21 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、実行委員会の議決を経なければならない。

第 7 章 会則の変更、解散及び合併

(会則の変更)

第 22 条 この団体が会則を変更しようとするときは、実行委員の 2 分の 1 以上の多数による議決を経なければならない。

(解散)

第 23 条 この団体は次に掲げる事由により解散する。

- (1) 実行委員会の決議
- (2) 目的とする非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 合併

2 前項第 1 号の事由によりこの団体が解散するときは、実行委員の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

+

(残余財産の帰属)

第 24 条 この団体が解散したときに残存する財産は、第 3 条と同様の目的を持つ他の非営利活動団体に譲渡するものとする。

(合併)

第 25 条 この団体が合併しようとするときは、実行委員会において実行委員総数の 4 分の 3 以上の議決を経なければならない。

第 8 章 公告の方法

(公告の方法)

第 26 条 この団体の公告は、この団体のウェブサイトに掲示して行う。

第 9 章 雑則

(細則)

第 27 条 この会則の施行について必要な細則は、実行委員会の議決を経て、実行委員長がこれを定める。

附 則

1 この会則は、この団体の成立の日、2015（平成 27）年 4 月 1 日、から施行する。

2 この団体の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

実行委員長	菅原 陽
副実行委員長	齋藤 隆
実行委員	佐藤いづみ
	菅原 静香
監事	大阪 厚志
運営委員	四方 周助

以上

団体構成員（役員・事務局職員及び会員等）名簿

団体名 ゆめ科学ネット

- ※1 団体構成員とは役員及び事務局職員のほか活動の運営や指導に当たる者、スタッフ等として活動に携わる会員等を指します。（記入欄が足りない場合は、適宜増やしてください）
- ※2 「役職名」欄は、団体の役職名で記入してください。（例：会長、代表、実行委員長、委員、会員、監査等）
- ※3 代表者については、全ての勤務先・所属先とその団体における役職名を記入してください。
（※勤務先・所属先とは正職員のみでなく、会員、評議員、非常勤職員、パート、アルバイトなども含め、給与の有無や雇用形態を問わず）
- ※4 名簿に記載された個人情報は、「(独)国立青少年教育振興機構が保有する個人情報の適切な管理に関する規程」に基づき、子どもゆめ基金助成業務以外の目的には使用しません。

役職名	氏名	年齢	自宅住所 (勤務先不可)	連絡先電話番号	勤務先/所属先	団体からの給与・ 手当の有無
実行委員長 会長	菅原 陽	66	札幌市西区山 の手2条5丁目 5-28	080-9639-7812	立命館慶祥高校	有 ・ ④無
副実行委員長 顧問	齋藤 隆	68	札幌市中央区 南21条西12丁 目2-32	090-9080-6165	北海道医薬専門学校	有 ・ ④無
実行委員 会計	菅原 静香	60	札幌市西区山 の手2条5丁 目5-28	011-621-2181	北海道大学医学部 耳鼻咽喉科 医局秘書	有 ・ ④無
実行委員 庶務	佐藤いづみ	63	札幌市手稲区 前田10条15 丁目4-7	011-684-3017	あしたば薬局	有 ・ ④無
監事 顧問	大阪 厚志	58	札幌市清田区 美しが丘4条 5丁目7-27	090-6213-4040	札幌月寒高校高校	有 ・ ④無
運営委員	四方 周輔	74	札幌市中央区 南19条西7丁 目1-20	090-6264-0847	サイエンス・スパーク ス 代表	有 ・ ④無
						有 ・ 無